

議案第41号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3補助機関の部体育指導委員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

平成23年9月1日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
41号	1

提案理由（議案第41号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改められたことにより、体育指導委員もスポーツ推進委員に改められたため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正				現行			
別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係)				別表第3 (第9条, 第10条, 第14条関係)			
区分	職名	報酬区分	報酬	区分	職名	報酬区分	報酬
補助 機関	スポーツ推進委員	年額	24,400円	補助 機関	体育指導委員	年額	24,400円